

ニュースリリース

**交通事故の被害者のご家族の皆さまの強い味方！
成年後見の申立手続が無料！後遺障害の認定手続から示談交渉までフルサポート！**

より身近なリーガル・サービスを目指す弁護士法人アディーレ法律事務所（東京都豊島区、代表弁護士：石丸幸人、以下アディーレ）は、交通事故で重度の後遺障害を負ってしまった方とご家族に1日でも早く適切な賠償金を受け取っていただきたいという思いから、交通事故被害に関する成年後見申立の手続無料サービスを導入いたしました。アディーレの後遺障害専門サイト内 (<http://assist.ko2jiko.com/>) に、特設ページも開設しております。

■もし、ご家族が交通事故に遭い、意思疎通を図れなくなったら…。

交通事故により、ご家族と意思疎通を図れなくなってしまった…。まさかのできごとは決して他人事ではありません。平成24年の交通事故死傷者で重傷者数は46,665人、そのうち6,139人は頭部を負傷しています。もし、頭部を強打した際に脳を損傷してしまうと高次脳機能障害などの後遺障害を負うおそれがあります。重度の後遺障害を負った場合、被害者の方が自分で交通事故の損害賠償請求をすることは困難です。

平成24年 交通事故に関するデータ	
死傷者数	829,807人
うち重傷者数	46,665人
うち頭部損傷者数	6,139人

警察庁発表

■成年後見申立の手続無料サービスで早期の賠償金獲得へ！

このような場合に、被害者の方に代わって損害賠償請求の手続を進めていく方を選任する成年後見制度という制度があり、選任された方を成年後見人といいます。成年後見人は、被害者の方に代わり、保険会社などに損害賠償請求をすることができます。

しかし、ご家族にとって重度の後遺障害を負ってしまった被害者の方を看病しながら、成年後見申立を準備する余裕はなく、ましてや保険会社と示談交渉する時間もないことでしょう。さらに入院生活が長続きしてしまうと、ご家族の経済的負担は計り知れません。そのため、早期に保険会社と示談交渉を行い、賠償金を獲得する必要があります。

アディーレでは、交通事故による悲痛な苦しみを抱える被害者の方・ご家族の皆さまを1日でも早く救いたいという思いから、後遺障害の認定手続や保険会社との示談交渉まで一貫してフルサポートしてまいりました。そして今回、重度の後遺障害を負った方のご家族の方が安心してご依頼いただけるよう「成年後見申立の手続」を無料にてサービス提供いたします。成年後見の申立をする場合、一般的に、他の法律事務所では、数十万円程度の弁護士費用が発生することが多い中、今回のサービスは法律事務所では珍しいものとなります。

■成年後見申立の手続き無料サービス概要

交通事故が原因で成年後見人が必要となってしまった被害者の方に限り、家庭裁判所に行く成年後見申立に必要な資料の収集・作成、申立の手続費用を0円（無料）で行います。

※交通事故により重傷を負われた方を優先的に救済するため、12級以上の後遺障害に認定済みの方、もしくは、12級以上の後遺障害に認定見込みの方に限らせていただいております。

※申立手続における実費（15,000円）はかかります。

※その他、諸条件がございますので、お気軽にお問い合わせください。



Web ページ : <http://assist.ko2jiko.com/kouken/>

フリーコール : 0120-250-742 (ジコロ ナシニ)

※朝 10 時から夜 10 時まで、土日祝日も休まず受け付けております。ご相談は何度でも無料です。

【弁護士法人アディーレ法律事務所】

アディーレ（ラテン語で“身近な”）では「弁護士をより身近な存在に」という理念の下、代表弁護士石丸幸人を筆頭に、弁護士 110 名以上を含む総勢 600 名以上の態勢で、債務整理・交通事故・離婚問題・刑事事件・労働トラブルなどさまざまな問題の解決にあたっています。法律事務所としては国内最多となる全国 59 拠点、法律相談実績は 100,000 人以上、交通事故被害の相談実績は 13,000 人以上（2013 年 12 月時点）。日本最大のネットワークを持つ法律事務所として、全国各地からのご相談に対応しております。

また、ご相談にみえる方のプライバシーを保護するため「プライバシーマーク」を取得したほか、お車でのお越しの方のための「無料駐車場」、お子さま連れの方のための「キッズスペース」など、ご相談しやすい環境づくりを心掛けています。代表弁護士の石丸幸人は、テレビ朝日「スーパーモーニング」、日本テレビ「行列のできる法律相談所」などメディアにも数多く出演しております。

[関連リンク URL]

<http://www.adire.jp/>

<本件に関するお問い合わせ先>

TEL:03-5950-0268 FAX:03-5950-0276

弁護士法人アディーレ法律事務所 広報部

〒170-6033 豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60